

ノーモアメガソーラー宣言

～地域共生型の再エネ推進の決意をこめて～

福島市は、市民生活の安全安心を守り、ふるさととの景観を地域の宝として次世代に守り継いでいくため、山地への大規模太陽光発電施設の設置を「これ以上望まない」ことを宣言。
合わせて、省エネ・省資源化を徹底するとともに、地域共生型の再生可能エネルギーの取組を積極的に進め、ゼロカーボンシティを実現していくことを宣言しました。

令和5年8月31日 福島県 木崎浩

市民の皆様のご協力、よろしく願います

2024年福島県民
手帳好評販売中

内市役所売店または各支所窓口
でお求めください。料1冊70
円(横罫版、カレンダー版)
問政策調整課 525-3771

生ごみ処理容器購入費
助成の受け付け終了

内令和5年度生ごみ処理容器購
入費助成は、年間助成額の上
限に達したため、受け付けを終
了します。

問ごみ減量推進課
525-37744

食品関連事業者の皆さんへ
営業許可取得が必要ですよ

内食品衛生法の改正により営業

許可の業種が見直され、令和3
年6月1日から、これまで許可
なかった一部の業態(漬物、
そうざい半製品、魚の干物製造
など)に営業許可の取得が義務
付けられました。令和3年5月
31日以前から営業している事
業者は経過措置が終了する令和
6年5月31日までに、営業許可
取得してください。
※詳しくは市HPを
ご確認ください。
問保健衛生課
597-6358



合併処理浄化槽の
設置費用を補助

内補助対象区域/下水道事業認
可区域・農業集落排水事業認可
区域を除く市内全域
対①自宅を新築・建て替える方
②単独処理浄化槽やくみ取り便
槽から新たに切り替える方(市
街化区域内の場合は、期間限定
で補助の上乗せあり)
※補助制度には、他にも条件が
あります。詳しくはお問い合わせ
ください。

問下水道総務課
525-3768



浄化槽は管理者(使用者)
が責任を持って適正な
維持管理を

内①保守点検は登録業者へ/保
守点検は市の登録を受けた業者

国保・年金

後期高齢者医療制度
加入者が亡くなられ
たときは

内加入者が亡くなられたときは、
次の手続きを行ってください。
①「葬祭費支給申請書」の提出。
②「申立・誓約書」の届け出。
医療費の給付や保険料の通知な
どがあった場合の振込先や送付
先(代表相続人)の届け出が必
要です。
持①亡くなった方の被保険者証、
喪主の預金通帳、喪主であるこ
とが確認できる書類(会葬礼状
など)

②代表相続人の預金通帳
問国保年金課 525-3724

税

国民健康保険税第5期
納期限は11月30日(木)



事業を行っている方は
償却資産の申告が必要です

内個人事業主(小売業、不動産
賃貸業、飲食業、売電事業、農
業など)や法人が、令和6年1
月1日現在で市内に所有する事
業用資産は、固定資産税の課税
対象です。必ず申告してくださ
い。
昨年度申告した方などには、
11月27日(月)に申告書を発送し
ます。
新規で申告書が必要な方や申
告書が届かない場合はお問い合
わせください。

申告期限/令和6年1月31日(水)
申告が必要償却資産

- 1 建物附属設備のうち固定資産
の家屋の評価対象外のもの
- 2 建物を借りている人が取り付
けた建物附属設備(内装工事など)
- 3 駐車場舗装、フェンスなどの
外構工事で設置した構築物
- 4 太陽光発電などの機械装置、
工具、器具、備品

家屋の取り壊しや所有者を
変更した際は届け出を

内固定資産税は、毎年1月1日
現在に所有する土地や家屋、償
却資産に課税されます。
次の場合は必ず資産税課に届
け出してください。
①家屋を取り壊した場合
※登記している場合は、福島地
方法務局に滅失登記も必要です。
②未登記の家屋を相続・売買・
贈与した場合
問資産税課 525-3716
福島地方法務局 534-2045

福祉

避難行動要支援者登録制度

内高齢者や障がい者など、災害
時に支援を必要とする方(避難
行動要支援者)が安全な場所に
避難するための仕組みとして、
「避難行動要支援者登録制度」
を進めています。

今年度新たに対象となった方
には、10月下旬に「避難行動要
支援者登録申請書兼台帳」を郵
送しています。登録を希望する

11月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約 (※年度内1人1回)	市民相談室 535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 529-7331
登記(司法書士)	県公共福祉登記士地家屋調査士協会東北支所 531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士会)	相談/問・521-8331 問/福島行政監視行政相談センター 534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 526-2270 534-5432
年金・労働(社会保険労務士) 要予約 ※Zoomでも対応可	法テラスサポートダイヤル 0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報 提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	県政相談コーナー 521-4281
交通事故	消費生活センター 522-5999
消費生活(生活課消費生活相談員)	消費生活センター 522-7867
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	権利擁護センター 533-3341 533-8879 kenriyugo@f-shishakyo.or.jp
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般 に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	子ども家庭課 525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	県労働委員会事務局 521-7594
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働困りごと相談窓口	福島労働局雇用環境・均等室 536-4609
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・ 嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	市社会福祉協議会 563-7765 533-5262 soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、 育児・介護休業など	みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810
障がい者差別相談窓口 (電話・ファクス・メールで)	定住交流課(市国際交流協会事務局) 525-3739 533-5263 steijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
人権なんでも相談	県国際交流協会 524-1316 521-8308 ask@worldvillage.org
外国人の生活相談	県国際交流協会 524-1316
外国人住民のための相談窓口 (来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	
外国人住民のための弁護士・ 行政書士電話相談 要予約	



日時など
詳しくは市HPをご覧ください▶



震災関連相談はこちら▶

認知症サポーター
養成講座 無料

時12月1日(金)午後1時30分～3時
内①認知症とは何か②認知症の
症状と支援の仕方③認知症サ
ポーターのできること
受講者には「オレンジリング」

方はお申し込みください。
※制度について詳しくはお問い
合わせください。
申申請書に必要事項を記入の上、
11月17日(金)までに同封の返信用
封筒により郵送で
問長寿福祉課 525-7656

高齢者無料入浴
サービス事業 無料

時毎月15日午後3時～10時30分
(月曜定休)
場つるの湯(北町4-18)
対70歳以上
持保証証など年齢の分かるもの

を贈呈。
講キャラバン・メイ
定20人(先着順)
申日本赤十字社福島県支部のHP
から
場問日本赤十字社福島県支部
545-7996

11月のイベント カレンダー

毎月のイベント情報を市
HP内「イベントカレンダー」
に掲載しています。お出かけ
の際にご活用
ください。



問長寿福祉課 525-7656
つるの湯 523-2645

